

# 一関市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

一関市教育委員会

## 目 次

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 1. 計画の趣旨・現状 . . . . .          | 3 |
| 2. 目標 . . . . .                | 3 |
| 3. 計画の期間 . . . . .             | 4 |
| 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . | 4 |
| 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . .   | 5 |

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

一関市における「学校における働き方改革」は、教育職員の健康及び福祉を確保するとともに、子どもたちへの教育の質向上につなげることを目的としています。本計画は、公立学校の教育職員の業務量を適切に管理し、健康確保措置を講ずるため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条及び文部科学大臣が定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号）に基づき策定するものです。

### (2) 本市の現状

○ 本市では、令和7年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「令和7年度 小・中学校における働き方改革重点方針（業務改善方針）」（以下「方針」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○ こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

【令和7年4月～令和8年2月における時間外在校等時間の状況】

|     | 年平均        | 月 45 時間を上回る割合 | 月 80 時間を上回る割合 |
|-----|------------|---------------|---------------|
| 小学校 | 32 時間 25 分 | 23.7%         | 0.1%          |
| 中学校 | 36 時間 11 分 | 29.8%         | 0.4%          |

○ 中学校の時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が3割弱である。部活動指導や生徒指導などの業務の負担感が依然としてあり、業務の効率化や ICT の効果的な活用を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

## 2 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の割合を 90%にする
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

### 3 計画の期間

---

令和8年度～令和10年度

### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

---

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

- ◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
  - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。見守り隊などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ◇ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
  - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

#### ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◇ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
  - ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
  - ・ 学校における各種アンケートや意向調査等については、アンケートフォーム等のICTツールの活用を推進し、回答の回収及び集計作業の効率化を図り、教職員の事務負担の軽減につなげる。
- ◇ 部活動（「3分類」⑬関係）
  - ・ 部活動の地域展開を目指し、地域部活動（休日型・全日型）及び、市長部局であるまちづくり推進部と連携して地域クラブ活動への移行を図る。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

#### ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◇ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
  - ・ 校務支援システムやアプリケーションソフトの自動採点機能等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ◇ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）
  - ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を推奨し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
  - ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
  - ・ 医療的ケア看護職員、学校サポーター、医療・福祉に関する専門的な人材を適切に配置する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 勤務時間外の電話対応の見直しとして自動音声応答システムの導入を進め、教職員の長時間勤務の抑制及び健康保持を図るとともに、勤務時間内に本来業務へ専念できる環境の整備を図る。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を連続で超えた教育職員に、医師による面接指導を実施する。
- ・ ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場の改善を推進する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、校長会議等を通じて取組の促進に向けた助言を行うなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営支援協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き

方改革に向けた取組を実施する。

- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。